
6 0 2 2 . M P N 強 制 消 込

業務コード	内 容
M P F	M P N 強 制 消 込

1. 業務概要

マルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）を利用して納付する以下の手続き（以下、輸入申告等という。）の関税等納付金額に対して、MPNを介さずに強制的に消込情報（領収確認情報（許可が必要な場合）及び収納済額）を登録する。

輸入申告

輸入申告（少額関税無税）

特例申告（特例委託特例申告を含む。）

蔵出輸入申告

移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。）

総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）

輸入申告（沖縄特免制度）

修正申告（特例修正申告を含む。）

更正

賦課決定

決定

納付通知

調定決議

旅具徴税

とん税等納付申告

石油石炭税特例納付

なお、納税義務成立前のものについては、徴収決定済額（以下、徴定額という。）もあわせて登録する。

本業務により要件が満たされた場合は、輸入許可または出港許可とする（許可要件については、5. 処理内容の「輸入許可処理」及び「出港許可保留解除処理」を参照）。また必要に応じて担保額の回復を行う（担保回復の条件は5. 処理内容の「担保回復処理」を参照）。

本業務で輸入許可となる場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。ただし、輸入許可（沖縄特免制度）を除く。

2. 入力者

税関

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

入力者の所属税関官署と当該輸入申告等の申告先税関官署が同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) MPN納付DBチェック

入力された納付番号が存在すること。

入力された確認番号が登録されている確認番号と同一であること。

取消済、請求金額変更済または消込済による支払不可の旨が登録されていないこと。

入力された納付日と登録されている最新照会日が同一の場合は、入力された関税等納付金額が収納未済額と一致すること。

オンライン・リアルタイム口座により納付する旨がMPN納付DBに登録されている場合は、入力された納付日と登録されている最新照会日が同一であること。

(4) 輸入申告DB等チェック

本業務で輸入許可となる場合は、当該輸入申告等の番号が輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告(沖縄特免制度)DB(以下、輸入申告DB等という。)に存在すること。

(5) 時間外執務要請届DBチェック

本業務で輸入許可となり、かつ、本業務を行う時間が税関の開庁時間外にわたる場合は、チェックを行う。ただし、輸入申告(沖縄特免制度)の場合は、チェックを行わない。詳細は、「領収確認(RCC)」業務の「時間外執務要請届DBチェック」を参照。

(6) 貨物情報関連チェック

(A) 貨物情報DBチェック(Sea-NACCSのみ)

本業務で輸入許可となる場合は、輸入申告DBに登録されているB/L番号に対してチェックを行う。

ただし、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告、輸入申告(沖縄特免制度)、輸入許可前貨物引取(以下、BPという。)承認後の貨物にかかわる輸入申告(以下、IBPという。)または輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、チェックを行わない。詳細は、「輸入申告審査終了(CEA)」業務の「貨物情報DBチェック」を参照。

(B) 輸入貨物情報DBチェック(Air-NACCSのみ)

本業務で輸入許可となる場合は、輸入申告DBに登録されているAWB番号(HAWB番号を含む)に対してチェックを行う。

ただし、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告、IBPまたは輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、チェックを行わない。詳細は、CEA業務の「輸入貨物情報DBチェック」を参照。

(7) 資金DBチェック

当該納付番号に係る輸入申告等の番号が存在すること。

入力された納付日とMPN納付DBに登録されている最新照会日が異なる場合は、入力された関税等納付金額と資金DBよりもとめられた収納未済額が一致すること。

収納完了となっていないこと。

不納欠損となっていないこと。

口座不足により保留中となっていないこと。ただし、オンライン・リアルタイム口座により納付する旨がMPN納付DBに登録されている場合を除く。

担保不足により保留中となっていないこと。

他法令未済により保留中となっていないこと。

(8) 担保DBチェック

IBPまたは納期限延長した担保引落とし済の輸入申告等の場合は、資金DBに登録された担保登録番号が存在すること。

(9) 担保引落とし回復DBチェック

I B Pで担保引落とし済の輸入申告等の場合は、以下のチェックを行う。
引落とし済みの情報が存在すること。
削除対象となる旨が登録されていないこと。

5 . 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) オンライン・リアルタイム口座引落とし結果登録処理

オンライン・リアルタイム口座により納付する旨がMPN納付DBに登録されている場合は、以下の処理を行う。

(A) 口座引落とし結果をリアルタイム口座履歴DBに登録する。

(B) 口座不足による保留を解除した旨を資金DBに登録する。

(C) 輸入申告、輸入申告(少額関税無税)、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または輸入申告(沖縄特免制度)の場合、オンライン・リアルタイム口座引落とし処理完了の旨を輸入申告DB等に登録する。

(D) 特例申告の場合、オンライン・リアルタイム口座引落とし処理完了の旨及び特例申告受理された旨を輸入申告DBに登録する(特例申告口座一括引落としの場合は、特例申告受理された旨は登録しない。)

(E) とん税等納付申告の場合、オンライン・リアルタイム口座引落とし処理完了の旨をとん税等納付申告DBに登録する。

(3) 輸入許可処理

システムを介して行われた輸入申告、輸入申告(少額関税無税)、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または輸入申告(沖縄特免制度)に係る即納分が消し込まれた場合は、輸入許可処理を行う。詳細はRCC業務の「輸入許可処理」を参照。

(4) 出港許可保留解除処理(Sea-NACCSのみ)

以下の条件をすべて満たす場合は、出港許可保留解除処理を行う。詳細はRCC業務の「出港許可保留解除処理」を参照。

とん税等納付申告であること。

税関に対する「出港届等(VOX)」業務または「出港届等B(VOT)」業務が行われていること。

出港差止め中でないこと。

次港が開港の場合は、不開港出入許可済みであること。

次港が開港の場合は、出入許可された不開港と同一であること。

完納となること。

(5) 延滞税額算出処理

オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「延滞税算出処理」を参照。

(6) 資金DB処理

(A) 輸入許可または出港許可保留解除が必要な場合は、領収日及び領収済額を登録する。

(B) 収納日及び収納済額を登録する。

(C) 納税義務成立前の場合は、収納日を調定日とし、収納済額を徴定額として登録する。

(7) 担保回復処理

I B Pまたは納期限延長した担保引落とし済の輸入申告等の場合は、以下の処理を行う。

(A) 担保D B処理

回復結果を登録する。

既に一部減額が行われ、引き落とされた担保額の一部が回復している場合は、未回復分の担保額を回復する。

(B) 担保引落とし回復D B処理

I B Pの場合は、削除対象とする旨を登録する。

(C) 資金D B処理

納期限延長の場合は、回復された旨を登録する。

(8) M P N納付D B処理

消込済みによる支払不可の旨を登録し、削除対象とする旨を登録する。

開庁時M P N消込待ちによる支払不可の旨が登録されている場合は、その旨を取消す。

(9) 済通登録処理結果確認D B処理

入力内容及び処理結果を登録する。

(10) 収納業務処理確認D B処理

入力内容及び処理結果を登録する。

(11) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の条件の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知を出力する。

(A) マニュアルでの許可が必要な場合

(B) マニュアルでの担保回復または延滞税計算が必要な場合

(12) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入許可等通知情報 ^{*1}	輸入許可となった場合 輸入許可通知 輸入許可通知(少額関税無税) 蔵出輸入許可通知 移出輸入許可通知 総保出輸入許可通知	申告者 輸入取引者または輸入者 (輸入取引者の登録がなかった場合) ^{*2}
輸入申告等控情報 ^{*3}	以下の条件をすべて満たす場合は、特例申告控として出力 特例申告受理された場合 オンライン・リアルタイム口座により納付された場合	申告者 輸入取引者または輸入者 (輸入取引者の登録がなかった場合) ^{*2}
一括特例申告控情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 一括特例申告について、特例申告受理された場合 オンライン・リアルタイム口座により納付された場合	申告者 輸入取引者または輸入者 (輸入取引者の登録がなかった場合) ^{*2}

情報名	出力条件	出力先
石油製品等移出（総保出） 輸入許可通知情報 ^{*4}	<p>(1) MWC業務による移出輸入申告の場合で、移出輸入許可となった場合は、石油製品等移出輸入許可通知として出力</p> <p>(2) MWC業務による総保出輸入申告の場合で、総保出輸入許可となった場合は、石油製品等総保出輸入許可通知として出力</p>	申告者
		輸入者 ^{*2}
輸入申告控（沖縄特免制度）情報等 ^{*5} （Sea-NACC Sのみ）	<p>(1) 輸入申告（沖縄特免制度）（IBPを含む。）（申告）で、オンライン・リアルタイム口座により納付され輸入許可となった場合は輸入許可通知兼申告控（沖縄特免制度）として出力</p> <p>(2) 輸入申告（沖縄特免制度）（IBPを含む。）（申告変更）で、オンライン・リアルタイム口座により納付され輸入許可となった場合は輸入許可通知兼申告変更控（沖縄特免制度）として出力</p> <p>(3) MPNで納付され輸入許可となった場合は、輸入許可通知（沖縄特免制度）情報として出力</p>	申告者
許可・承認貨物（輸入） 情報	<p>輸入許可となった場合（IBPを除く）</p> <p>ただし、最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB/L番号が登録されている場合は出力しない</p>	通関蔵置場 ^{*6} （一括申告した場合または複数B/L番号を通関した場合にすべての通関蔵置場）
		保税蔵置場 ^{*2} （Air-NACC Sのみ）
		搬入予定場所 ^{*2} （予備申告時に本申告の起動方法を税関空港で貨物引取時自動起動とされた場合）（Air-NACC Sのみ）
納付書情報（直納）	<p>以下の条件をすべて満たす場合に出力</p> <p>納税方式が即納と個別納期限延長の混在している輸入申告等の場合</p> <p>即納分がオンライン・リアルタイム口座により納付され、個別納期限延長分を直納で納付する場合</p>	申告者
納付番号通知情報	<p>以下の条件をすべて満たす場合に出力</p> <p>納税方式が即納と個別納期限延長の混在している輸入申告等の場合</p> <p>即納分がMPNまたはオンライン・リアルタイム口座で納付され、個別納期限延長分をMPNで納付する場合</p>	以下のいずれか ^{*7} <ul style="list-style-type: none"> ・申告者 ・輸入者 ・輸入者に係る代表通関業者 ・輸入取引者 ・輸入取引者に係る代表通関業者

情報名	出力条件	出力先
許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報（Sea-NACCSのみ）	輸入許可（沖縄特免制度）となった場合	通関蔵置場* ² 及び税関（通関担当部門）
リアルタイム口座支払完了通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 修正申告の場合 オンライン・リアルタイム口座により納付された場合	申告者
特例申告口座一括引落とし結果通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 特例申告口座一括引落としの場合 オンライン・リアルタイム口座により納付された場合	申告者
とん税等納付申告控情報（Sea-NACCSのみ）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 とん税等納付申告の場合 オンライン・リアルタイム口座により納付された場合	申告者
		申告先税関（収納担当部門）
		申告先税関（監視担当部門）
出港許可（転錨届受理）通知情報（Sea-NACCSのみ）	出港許可となった場合	届出者* ⁸
出港許可（転錨届受理）情報（Sea-NACCSのみ）	出港許可となった場合	出港届の書類提出先税関（監視担当部門）
予備申告（S）通知情報（Air-NACCSのみ）	予備申告（航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動）に係る本申告自動起動が行われており、許可・承認となった場合（IBP許可を除く）	保税蔵置場* ²

（*1）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D01「輸入許可等通知情報について」を参照。

（*2）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

（*3）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D02「輸入申告等控情報について」を参照。

（*4）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D04「石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報について」を参照。

（*5）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D03「輸入申告控（沖縄特免制度）情報等について」を参照。

（*6）本船扱いで本船利用船会社がシステムに参加している場合は、本船利用船会社へ出力する。

（*7）システムに出力する旨が登録されている利用者のみ出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。

（*8）出港届業務で税関出力要表示に「Y」が入力された場合は届出者に出力せず書類提出先税関（監視担当部門）に出力する。